

新型インフルエンザ等対策特別 措置法に基づく特定接種に係る 登録に関する説明会

平成26年1月30日、31日

札幌市保健所感染症総合対策課

(1) 新型インフルエンザ等対策特別 措置法及び特定接種の概要について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資

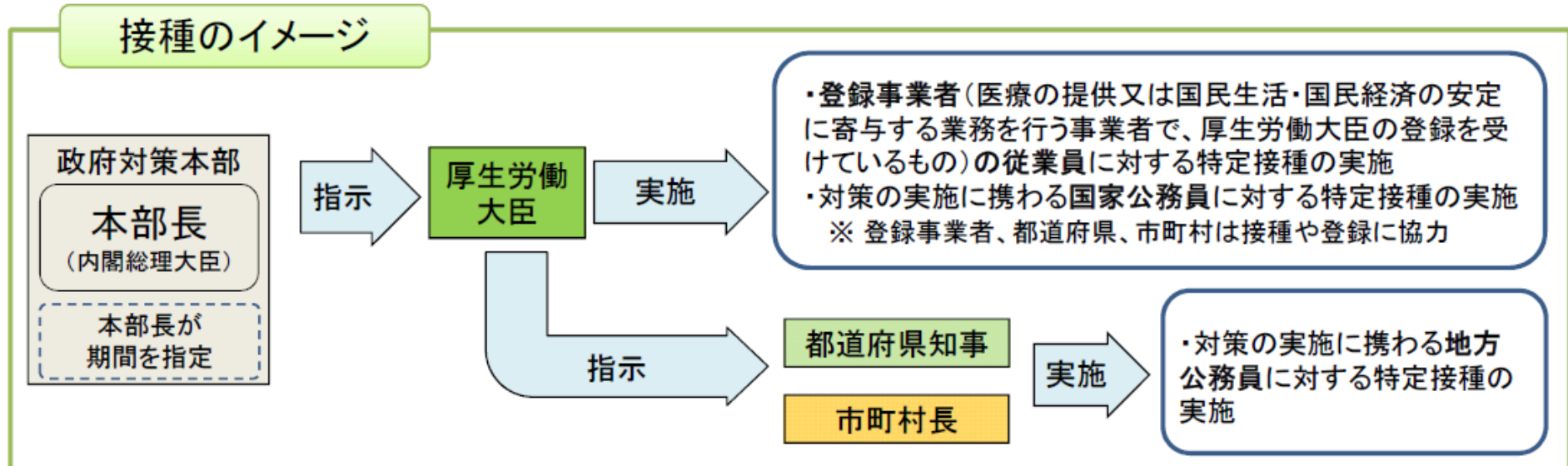
等



特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

登録対象者に関する基準

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
<p>新型インフルエンザ等医療提供を行う事業</p>	<p>病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業</p>	<p>医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務</p>
<p>重大緊急医療提供を行う事業</p>	<p>国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務</p>

(2) 特定接種の登録要件と 登録方法について

特定接種に関する医療関係者の登録について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※¹を登録することが想定されている。
- このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※²を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※³について、年内に登録を開始する。

※¹ 100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※² ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

※³ 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。

- 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

登録要件

- 1 医療提供事業等、特措法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に含まれる事業者等（下記①～③）であること。

① 医療分野（病院、診療所等）

- ・新型インフルエンザ等医療型
- ・重大・緊急医療型

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③ 国民生活・国民経済安定分野（介護・福祉事業等）

- 2 業務継続計画（診療継続計画）を作成していること

診療継続計画とは

診療継続計画

日本医師会作成版

想定：内科 無床診療所 院内処方 在宅医療なし

新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（案）

日医診療所

本計画は当該「新型インフルエンザ等に関する院内対策会議」により平成25年11月1日されたものである。

I 基本方針（未発生期からの対応）

1. 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針

新型インフルエンザ等の海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型インフルエンザ等の患者が当院にも受診する可能性があることを認識する。

また、地域医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療をうけられる体制、診療を継続するために本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請をもとに適宜本計画を変更し、診療に従事する当院職員の安全と健康に十分に配慮する。

2. 新型インフルエンザ等対策に関する院内対策会議の設置

新型インフルエンザ等に関する院内対策会議メンバー

議長 職権：医師（院長）	氏名	日医太郎	副議長 職権：准看護師	氏名	日医花子
職権：事務職員	氏名	日医一郎	職権：	氏名	

3. 意思決定体制

○新型インフルエンザ等の発生時における診療体制及びその縮小等については、対策会議議長である院長が決定する。

○院長が事故などで不在のときは、日医花子がその代理を務める。

○意思決定に必要な最新の情報については、市町村、医師会等からの通知などを参考に1

○入手した情報は速やかに職員に周知する。

4. 業務優先度（新型インフルエンザ等発生時の縮小・休止業務、重要業務の継続方針）

- A<高 い>：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務
- B<中程度>：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務
- C<低 い>：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる診療業務

A	外来診療、在宅診療
B	緊急を要しない検査等
C	健診、健康教育等

5. 地域感染期における対応可能な職員リスト作成（具体的継続業務を勘案）

職種	氏名	住所	連絡先（電話番号）	通勤経路	休日・夜間対応可否
医師	日医太郎	東京都本郷区2-10-16	03-3946-2121	徒歩5分	可
准看護師	日医花子	同上	同上	徒歩5分	可
事務職員	日医一郎	同上	同上	徒歩5分	可

6. 院内職員連絡網の作成

職種	氏名	住所	連絡先（電話番号）
医師	日医太郎	東京都本郷区2-10-16	03-3946-2121
准看護師	日医花子	同上	同上
事務職員	日医一郎	同上	同上

7. 必須医薬品、感染対策用品等のリスト作成（在庫管理の徹底）

項目	商品名	定数/在庫	使用期間	取扱業者	備考 購入日、使用履歴、 廃棄処理日
必須医薬品	新型インフルエンザウイルス薬	タミフル 200	平均10	〇〇製	
		リレンザ 100	平均8	同上	
		イナビル 100	平均8	同上	
		ラビダラ 100	平均8	同上	
		ゾセドキシド 50	平均1	△製	
感染対策用品	ゴーグル/フェイスシールド	50		××製	
	30S マスク	50		同上	
	手袋（ブラスチック）	50		同上	
	消毒液（ヒトリスル）	50		同上	
	簡易手洗い器	10		同上	
フェイスカバー	10		同上		

8. 感染対策

- 新型インフルエンザ等対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを見直す。
- 患者と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する知識、個人防護具の正しい使用方法等の研修を行う。

9. 海外発生期および地域発生早期の対応

- 1. 診療体制
- 当院の診療体制をホームページ、院内掲示物等で地域住民に周知する。

新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き



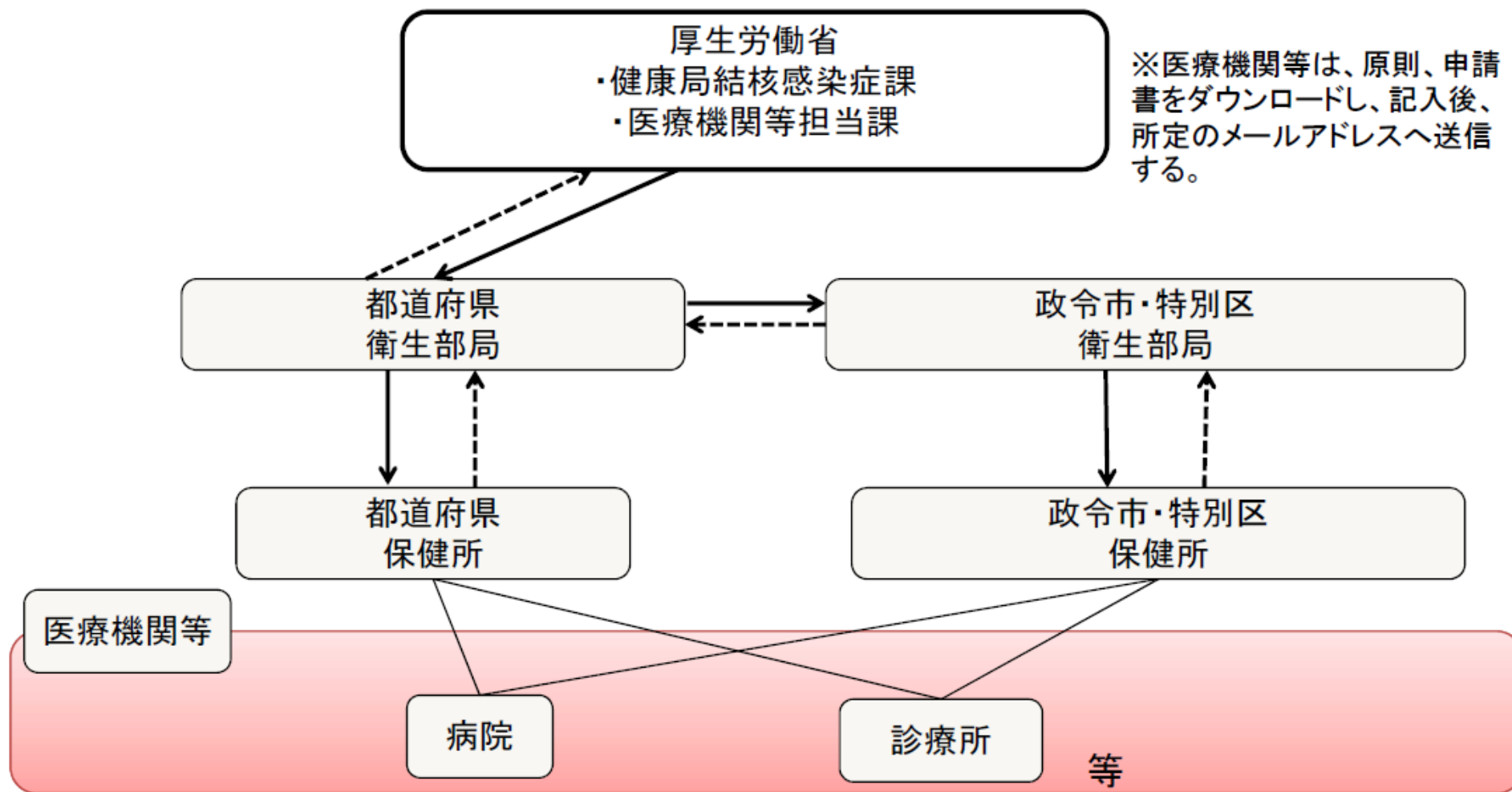
平成24年度 厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等対策 国内感染拡大事業
「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画の構築に関する研究」
分担研究「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画の構築に関する研究」
分担研究員 日医太郎

- 日本医師会のホームページで入手できます。

医療関係者の申請のイメージ

→ 登録依頼

-----> 登録申請



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

登録申請書等の入手先

- 登録申請書は札幌市のホームページ
「【医療関係者の皆様へ】特定接種（医療分野）に係る登録について」

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f17influenza-new-tokutei.html>

からダウンロードして下さい。

- Google等の検索エンジンで「札幌市」と「特定接種」で検索可能です。

ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f17influenza-new-tokutei.html>



ホーム > 健康・福祉・子育て > 健康(からだ・こころ) > 感染症・予防接種 > 感染症 > 医師・獣医師の皆様へ > 【医療関係者の皆様へ】特定接種(医療分野)に係る登録について

- [医師・獣医師の皆様へ](#)
- 【医療従事者の皆様へ】重症熱性血小板減少症候群(SFTS)が四類感染症に指定されました。
- 【医療従事者の皆さまへ】五類感染症の全数把握疾患の追加及び医師の届出基準等の一部改正について
- 【医師・獣医師の皆様へ】鳥インフルエンザA(H7N9)が指定感染症に指定されました。
- 【医療従事者の皆様へ】新種のコロナウイルス(MERSコロナウイルス)に関する情報提供のお願い
- ボレリア感染症の病原体診断検査について
- 【医療従事者の皆さまへ】五類感染症の基幹定点把握疾患の追加及び医師の届出基準等の一部改正について
- 風しんワクチンの安定供給方針について
- 【医療従事者の皆様へ】オセルタミビル及びペラミビル

イネ! BI 0 8+1 0 ツイートする 更新日: 2014年1月28日

【医療関係者の皆様へ】特定接種(医療分野)に係る登録について

特定接種とは

平成25年4月より施行された新型インフルエンザ等特別措置法(以下「特措法」という。)第28条に基づき実施する予防接種です。

新型インフルエンザ等の発生時に医療体制及び社会機能を維持するため、予め登録された当該業務の従事者に対し優先的にワクチン接種を行います。

厚生労働省より各地方自治体管内の関係機関に対し、特定接種に係る登録について周知するよう依頼がありました。

登録を希望される機関におかれましては、本ホームページ等を参考に登録作業をお願いいたします。

特定接種の詳細については、[特定接種\(医療分野\)の登録について\(厚生労働省\)](#)をご覧ください。

特定接種の対象

特措法第28条及び省令により、以下のとおり定められています。

1. 医療分野(病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等)
2. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
3. 国民生活・国民経済安定分野(介護・福祉事業、医薬品製造業等)

「1.医療分野」はさらに以下の2つに分類されます。



ホームページ

登録申請書提出時の注意事項

登録申請書を送付いただく前に下記の点につきまして御確認をお願いします。

特に、「業務継続計画を作成していること」の選択漏れが多発しております。

業務継続計画(診療継続計画)を作成しない場合には、特定接種の登録要件を満たしません！！

【共通事項】

- 事業の種類が「1.新型インフルエンザ等医療提供を行う事業」か「2.重大緊急医療型」か。
- 「業務継続計画を作成していること」の欄を選択しているか。

【薬局・訪問看護事業所】

- 接種実施医療機関の欄に協力医療機関の情報を入力しているか。
- 協力医療機関と覚書を交わしているか。(提出は不要です。)

関係書類

[特定接種登録申請書](#)



こちらをクリック

※ファイルが開かない方は、以下の旧バージョンのファイルを御利用ください。

[Excel 特定接種登録申請書\(エクセル旧バージョン\)\(エクセル:44KB\)](#)



開かない場合は、
こちらをクリック

[特定接種登録申請書記載例](#)

[接種体制に関する覚書[※]](#)

[特定接種に関するQ&A](#)

[特定接種\(医療分野\)の登録要領](#)

[特定接種\(医療分野\)の登録対象者に関する基準](#)

[特定接種登録申請書の記載に関する手引き](#)

※覚書は、協力医療機関での特定接種が想定される薬局、訪問看護事業所のみ作成をお願いいたします。

登録申請書に添付いただく必要はございません。

申請書様式が開きます



J18		fx						
A	B	C	D	E	F	G	H	
1				(申請年月日)	平	年	月	日
2								
3	特定接種医療申請書							
4								
5	厚生労働大臣 殿							
6	(直轄地の所在地の保健所長様)							
7				申請者				
8				ありがら				
9				事業所名				
10				ありがら				
11				代表者の氏名				
12				所在地	郵便番号	-		
13					都道府県を選択			
14				電話番号	-	-		
15				FAX番号	-	-		
16				E-mail アドレス				
17								
18	<small>新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第28条第1項第1号の医師の登録を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省令第370号）第5条第1項の規定に該当する医師の記載はありません。</small>							
19								
20	設立区分	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	市町村指定の所轄する都府県市町村指定あり（○）	施設区分で市町村指定あり	施設区分で市町村指定なし	
21	ありがら							
22	事業所名							
23	所在地	郵便番号	-					
24		都道府県を選択						
25	電話番号	-	-	FAX番号	-	-		
26	E-mail アドレス							
27	事業の種類	事業の種類を選択	業務継続計画を作成していること					(作成している場合は丸印を記入して下さい)
28	登録対象事業者の従業員数（人）	<input type="radio"/>	その他事業者の従業員数（人）					
29								
30	接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要							
31	ありがら							
32	医療機関名							
33	所在地	郵便番号	-					
34		都道府県を選択						
35	電話番号	-	-	FAX番号	-	-		
36	E-mail アドレス							
37								
38								
39								

登録に必要な要件等を入力し、電子ファイルで申請をお願いします。

登録申請書の送付先等

- 送付先
札幌市保健所感染症総合対策課
kansensyo@city.sapporo.jp
- 登録申請書の送付期限
平成26年2月28日(金)必着
- 送付期限の登録について
厚生労働省が平成26年度に開設予定の登録等に関するwebシステムに直接登録

(3) 登録時の留意事項と登録後の対応等について

登録申請書の記載時の注意事項

申請者
ふりがな
事業者名
ふりがな
代表者の氏名
所在地 郵便番号 -
都道府県を選択
電話番号 - -
FAX番号 - -
E-mail アドレス @

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	歯科診療所が所属する 都市区歯科医師会名 (※)	施設区分で歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな					
事業所名					
所在地	郵便番号 - 都道府県を選択				
電話番号	- -	FAX番号	- -		
E-mail アドレス	@				
事業の種類	事業の種類を選択	業務継続計画を作成 していること	作成している場合は丸印を選択して下さい		
登録対象業務の従業者数(人)	0	うち申請事業者の 従業者数(人)		うち外館事業者の 従業者数(人)	

「事業継続計画を作成していること」が未選択の申請書が多い！！

必ずダウンリストから「○」を選んでください。

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所

ふりがな					
医療機関名		事業の種類	事業の種類を選択	業務継続計画を作成 していること	作成している場合は丸印を選択して下さい
所在地	郵便番号 都道府県を選択	登録対象業務の従業者数(人)	0	うち申請事業者の 従業者数(人)	うち外館事業者の 従業者数(人)
電話番号	- -				
E-mail アドレス	@				

登録に当たっての留意事項

- 登録事業者には、特措法第4条に基づき、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されます。
- 上記の「医療の提供」には、新型インフルエンザ等の患者（疑い含む）の診療を行うほか、特定接種や住民接種（特措法第46条）の実施等、地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策への人的及び物的な協力も含みます。
- 実際の特定接種の対象等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部により決定されるため、登録により、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありません。
- 薬局等より特定接種の実施体制に関する協力依頼があった場合には、協力体制の構築に御配慮願います。